

(仮称)有田風力発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に係る環境省意見

本事業は、安藤建設株式会社(以下「事業者」という。)が和歌山県有田市において、総出力28,000kW(定格出力2,000kW級の風力発電設備14基)の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、長峰山地の稜線上にあり、近傍地を、沿線の豊かな自然や歴史、文化にふれあうことを目的に整備され、年間約23万人の利用する近畿自然歩道(熊野古道)が通過している。

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、騒音・低周波音による健康影響、希少な鳥類の衝突事故(いわゆるバードストライク)地形改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘されている。このような問題に適切に対応し、環境の保全に配慮された風力発電の導入を進めるため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。)により、風力発電所の設置又は変更の工事の事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業に追加され、平成24年10月1日に施行されることとなっている。

改正政令の施行に向け、経済産業省資源エネルギー庁は、これまで自主的に行われてきた環境影響評価手続から法の手続に円滑に移行できるよう、「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」(平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。)を公表し、経過措置を設けている。

本準備書は、実施要綱に基づく環境影響評価準備書として位置付けられ、事業者は、環境省及び関係都道府県知事・関係市町村長の意見を受けた経済産業省勧告を踏まえ、実施要綱(改正政令の施行後においては法)に基づく環境影響評価書の作成等の手続が求められる。

事業者においては、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、環境影響評価手続を通して得られた意見を踏まえ、環境影響評価の結果を見直し、適切な環境保全措置を講じる必要がある。

## 1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

実施要綱(改正政令の施行後においては法)に基づく環境影響評価書の作成に当たっては、実施要綱(改正政令の施行後においては、法及び電気事業法(昭和39年法律第170号))及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

## 2. 対象事業の内容について

本準備書の作成以降に風力発電設備の設置基数及び機種並びに取付道路位置を変更しているため、環境影響評価書において変更の理由及び経緯を明らかに

するとともに、変更された事業の内容を基に、調査、予測及び評価の再検討を行うこと。

また、本準備書において対象事業実施区域として示されているのは、風力発電設備及び附帯施設（変電所及び取付道路）の点又は線による配置であり、本来はこれらを包括する区域が示されるべきである。環境影響評価書作成に当たっては、対象事業実施区域の設定理由を明らかとした上で、その範囲を明らかとし、この区域を基に、調査、予測及び評価の再検討を行うこと。

### 3．環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。再検討に当たっては、特に、風力発電設備の近傍に住居等が存在し、これに対する環境影響が懸念されることから、「低周波音」及び「風車の影」を評価項目として選定し、重点的な環境影響評価の実施を検討すること。

また、「人と自然とのふれあい活動の場」については、事業による直接的改変のみならず、間接的な要因による触れ合い活動の特性の変化等についても環境影響評価を実施することが必要であること、「廃棄物等」については、事業用地の造成及び支障木の伐採により、残土、廃材等の発生が計画されていることから、これらを評価項目として選定すること。

加えて、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

### 4．環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされている。

しかし、本準備書においては、「影響がない」又は「影響が極めて小さい」といった趣旨の評価結果が多く見られ、上記に照らし評価の内容として不適切である。また、例えば、予測・評価を行うために十分な調査が行われていないにも関わらず、「影響がない又は極めて小さい」と結論付けるなど、その根拠となるべき調査結果との間に乖離がある箇所も多く見られる。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

### 5．他の風力発電所との複合的な環境影響について

対象事業実施区域周辺には、有田市山地風力発電所及び有田川ウィンドファームが稼働し、更に、事業者において、（仮称）海南省沖山風力発電所建設計画の環境影響評価手続が行われているところである。このことから、本事業による環境影響のみを予測・評価した限りでは、環境影響を過小評価する可能性が否定できないことから、特に騒音及び低周波音、動植物、景観等への環境影響評価については、近傍の風力発電所との複合的な環境影響を可能な限り予測・

評価するよう努めること。

## 6．騒音及び低周波音について

### (1) 調査及び予測地点の設定について

対象事業実施区域及びその周辺区域の住居、病院、学校等の位置等を把握した上で、適切な範囲及び位置を調査及び予測地点として追加すること。

### (2) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

風力発電設備の近傍に多数の住居等が存在すること、住居等までの距離が短いことなどから、低周波音の環境影響評価の結果を踏まえ、必要に応じて、風力発電設備等の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について定量的に予測及び評価すること。

特に、低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

## 7．動物及び植物について

### (1) 追加調査の実施について

動物及び植物の調査期間並びに調査地点及び経路が限定的であり、本地域における動物相及び植物相の状況が適切に把握されていない。このことから、地域の動物相及び植物相について知見を有する専門家の意見を聴取した上で、対象事業実施区域及びその周辺区域の動物相及び植物相の状況が、適切かつ効果的に把握できる地点又は経路について再度検討し、動物相及び植物相の状況を適切かつ網羅的に把握できる期間、時期及び時間帯において、追加調査を実施すること。

また、追加調査の結果、特に配慮が必要となる重要な種が確認された場合には、専門家の意見を踏まえつつ、当該重要な種の生態等を把握するための更なる調査の実施を検討すること。

### (2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

### (3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び(2) に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、猛禽類や渡り鳥が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果

を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力とともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について検討できるよう努めること。

## 8．景観について

### (1) 調査及び予測地域について

景観の調査及び予測地域については、可視領域図の作成等による客観的な根拠に基づき、適切な範囲を設定すること。

### (2) 主要な眺望点の設定について

主要な眺望点の設定に当たっては、自然、歴史、文化等の多様な側面から地域の景観特性を的確に把握することが必要である。また、景観資源については、自然景観とともに、地元の人が慣れ親しんだ景観の保全も重要な観点であり、更に、関係地方公共団体が策定した環境基本計画、環境配慮指針等による当該地域の環境保全目標との整合も図られる必要がある。

このことから、地域住民や関係地方公共団体からの意見を把握するよう努めた上で、適切な範囲で実施された調査結果に基づき、改めて主要な眺望点を設定し、予測及び評価を行うこと。

### (3) 近畿自然歩道について

対象事業実施区域の近傍を通過する近畿自然歩道（熊野古道）は、年間23万人（有田市から海南市の区間の平成22年利用者数）が利用する、非常に利用者数の多い自然歩道である。

当該歩道は、沿線の豊かな自然や歴史、文化にふれあうことを目的に整備された歩道であり、とりわけ本地域近傍は、寺社や史跡等、歴史的・文化的魅力の高い区間である。また、路線には、地蔵峰寺などの展望地として不特定多数に利用されている場所もある。

このことから、当該歩道上の適切な地点に、主要な眺望点を設定すること。

## 9．事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、この結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その内容及び結果についても公表すること。

## 10．周辺自治体等への意見聴取について

風力発電施設からの景観、希少野生動物等への影響については、立地する自治体のみならず、広範な範囲において影響が及ぶおそれがあることから、必要に応じて、周辺自治体及び住民等に対する情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、環境影響評価書を作成すること。